

# 地域密着型サービスの基準に関する条例改正案骨子に対するパブリックコメントの実施結果について

## 1 募集期間

平成28年10月31日から平成28年11月18日まで(19日間)

## 2 実施方法

平成28年11月1日発行の区報で意見募集について周知したほか、条例案の骨子を介護保険課及び区役所2階情報提供コーナーにおいて閲覧に供するとともに、荒川区ホームページに掲載した。

## 3 意見提出数

10件(持参6件、電子メール3件、ファクス1件)

## 4 意見の概要及び意見に対する区の考え方

取扱( 条例に反映する ○条例改正案に記載済み / その他の意見)

### 【区条例改正(区独自基準)にかかもの】

	意見の概要	区の考え方
1	<p>オセロ・麻雀・囲碁・将棋・トランプ・花札等は脳の活性化にも役立つので、ギャンブルとしてではなく、例えば、勝敗はポイント制としてグラフを掲示板に貼りだしてプレゼントするなどのやり方であれば、ありかなと思う。</p> <p>ただし、スロット・ルーレット・パチンコ・スマートボール等は射幸心・依存性の観点から不可とすべきである。</p>	<p>本条例の改正案は、介護が必要な方に対し、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するという介護保険法の基本理念に沿って作成しているものです。</p> <p>介護保険サービスの大半を、射幸心をそそり、依存性が強くなるような遊技設備を用いた内容として提供した場合、利用者の射幸心をいわずらに煽り、ギャンブル依存に陥らせる等の影響を与えかねません。また、主に税及び保険料の公費において運営している介護保険のサービスとして、射幸心をそそるおそれのある遊技や擬似通貨を使用する事は、介護保険法の趣旨・目的にそぐわず、区民の理解も得られないものと考えられます。</p>
2	<p>とてもよい条例だと思う。</p> <p>デイサービスは、一人で外出できなくなり、気分が落ち込みがちになる高齢者が、交流でき、友人ができ、少しでも明るい気持ちになって帰ってこられる、体の機能がよくなった、などの効果がある。</p> <p>射幸心をそそる恐れのあるデイサービスは、どちらかという「自分」にこもってしまったり、競争心をあおってしまったりしがちであり、なかなか仲間同士のつながりができにくいと思われるので、この条例には賛成である。</p>	<p>なお、射幸心をそそるおそれのある遊戯であっても、脳の活動性が高まる、人との交流が促進されるなど、利用者の生活機能の維持向上に資す</p>
3	<p>新たに規定する区の独自基準は、当然考えなければならぬ内容であると思うので、賛成である。</p>	

4	<p>年金支払日の15日になると、遊技場の利用者が増えてしまうそうだ。人間最後は楽しく終わりたいと思うが、ギャンブル依存には陥らないようにと考える。別の楽しみ方、例えば「ゆいの森あらかわ」でのイベント等その人たちの生きた証を活かせる様なことを考えたいと思う。基準条例には賛成する。</p>	<p>るということで、プログラムに入れることまで否定するものではありません。</p>	
5	<p>厚生労働省令の基準の類型を踏まえて規定されているものであり、賛成する。</p>		
6	<p>地域密着型サービスは、孤立し、孤独な思いを抱える認知症高齢者などの在宅生活を支える重要な介護サービスである。特に通所サービスは、引きこもりがちな高齢者への外出や社会との交流の活性化のために大きな役割を果たしている。</p> <p>特に介護保険事業者は、保険料と国の税金によって賄われている事業であることに常に思いをいたし、健全な生活と健康的な遊びによる喜びをもって生活の自立を求めるとの高齢者への援助を提供するよう努力をするべきである。</p> <p>一時的な射幸心や遊びへの依存を強めるようなサービスを提供する事は、社会的にも高齢者本人の常に生活を支える喜びを求めるとの要求にもそぐわないものである。保険者として、射幸心や遊びへの依存を強めるようなサービスのあり方を規制する事は、社会的なサービスのあり方を普及させる立場として当然のことと考える。</p>		

**【区条例改正（区独自基準以外）にかかるもの】**

	意見の概要	区の考え方	
1	<p>地域密着型サービスの事業者とは、民生委員や町会等との日頃のコミュニケーションが大事だと思う。</p>	<p>平成28年度の厚生労働省令改正により、地域密着型通所介護事業所は、町会や民生委員等地域の代表者等により構成される会議を半年に1度以上の頻度で開催することが義務化されたところです。今回の区条例改正においても同規定を盛り込むことから、介護事業者と地域との連携をより促進していきます。</p>	

【その他】

	意見の概要	区の考え方	
1	<p>足腰が悪くなっており、家政婦に何人でも来てもらいたいと思うが、1人当たりの給料が減ってしまっても困る。</p> <p>いずれにしても、専門外のことなので、専門家にお任せする。</p>	<p>家事代行サービスとは別の話となりますが、介護保険法上の訪問介護事業所については、必要人員数や介護報酬が、東京都の条例や厚生労働省告示により定められています</p>	/
2	<p>近くに遊技場が多くあるが、健康そうな生活保護受給者と思われる人たちの出入りを多く見受けける。パートで一生懸命働いても10万円程度の収入にしかない。シルバー人材センターの活用等により生活保護受給者を働かせる工夫が大事である。</p>	<p>生活保護受給者それぞれの状況に応じ、就労を含めた必要な指導等を行っているところですが、御意見も踏まえ、今後も適正な指導等に努めていきます。</p>	/